格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｱ)の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成15年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｲ)の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成15年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない（入札説明書参照。）。

(ｱ)　冷水コイル、温水コイルそれぞれを組み込んだユニット形空気調和機（中央式空気調和設備に限る。）の更新又は新設をした工事（機器、配管、ダクトの施工及び試験・調整を含む施工実績に限る。）。

(ｲ)　ユニット形空気調和機（中央式空気調和設備に限る。）の更新又は新設をした工事（機器、配管、ダクトの施工及び試験・調整を含む施工実績に限る。）。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の暖冷房衛生設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の暖冷房衛生設備工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国立国会図書館東京本館改修⑱機械設備その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年８月23日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　田尻　信行

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量

①　国立研究開発法人情報通信研究機構本部で使用する電力需給契約　一式

②　国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所で使用する電力需給契約　一式

③　国立研究開発法人情報通信研究機構未来ＩＣＴ研究所で使用する電力需給契約　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年９月13日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４－２－１　情報通信研究機構財務部施設室施設管理グループ　山田慎太郎　電話042―327―6300

3　仕様書案の交付方法　平成30年８月23日から平成30年９月13日まで、情報通信研究機構ホームページ調達情報よりダウンロードすること。

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 26

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Electricity to be used in NICT headquarters, 1 set

②　Electricity to be used in NICT Universal Communication Research Institute, 1 set

③　Electricity to be used in NICT Advanced ICT Research Institute, 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 00　13 September 2018

⑷　Contact point for the notice : Shintarou Yamada, Facility Management Group, Facility Office, Financial Affairs Department, National Institute of Information and Communications Technology, 4―2―1 Nukui-Kitamachi Koganei-shi Tokyo 184―8795 Japan TEL 042―327―6300

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年８月23日

東京地下鉄株式会社

鉄道統括部長　小川　孝行

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第232号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　購入等件名及び数量　入金機362台

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年９月12日16時00分まで（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒110―8614 東京都台東区東上野３―19―６　東京地下鉄㈱鉄道統括部契約課　電話03―3837―7068

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成30年８月23日から平成30年９月７日16時00分まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ